全支部学生連盟所属選手各位

学連公式見解

連盟副幹事長兼連盟関東支部競技審判長
岩﨑 一徳（学習院大学）

下記に記されている文言は平成 28 年度より適応される。また、これ以前に於いても取られていた措置やルールに関しても、参加選手への競技理解の促進及び、競技上の対応や審査に於ける透明性の確保の為、掲示する。学連所属射手並びに学連員はこれらの文言を含め、ルールに精通することに、支部を問わず強く求める。

【用具検査及び用具】

・フォローアップにおける失格となる事項と、そうでない事項に関しては、平成 27 年インカレ時に公表した通りとする。（別紙参照）

・固さ検査の検査方法については、ISSF RIFLE EQUIPMENT CONTROL GUIDE 3.6 に則り、計測時間を最大 1 分間までとし、この時間内に数値が 3.0 に至らなかった場合、失格となる。また、コート及びズボンは計測対象部位の如何なる部分においても固さ及び厚さが 3.0/2.5mm の規定を満たしていなければならない為、他の計測部位が許容数値であったとしても、検査部位において許容数値内ではなかった場合、認められない。

・平成 28 年度よりバットフック及び SB のバットプレートも検査に加えることとする。この簡易測定は用具検査室にて、事前に行うことが出来る。

・AR ではバットプレートの最下端が銃身軸線(銃口の中心より水平に伸ばした線)より 220mm 下方に出てはならない。最下端とはバットプレートを最も下げた状態の事を指す。よって、競技中においてバットプレートの調整は認められるが、ベースを動かすことは、原則として認めない。（再検査を要請する）

・セフティプラグの導入により、銃口カバーはしなくても良いことになった。新規定（6.2.2.2）により、セフティフラッグを使用しなくてはらなくなった。
セフティフラッグは銃身長よりも長くなくてはならず、また蛍光オレンジまたは似たような色の素材でなくてはならない。

・サイドブラインダーは高さ 40㎜ を超えず、かつ目の中心線から 20㎜ を超えていないものの使用が許され、また、フロントブラインダーにおいては幅 30㎜ を超えないものの使用が許される。（新規定 6.7.8.4）

・射撃中に行う姿勢の利き手と異なるコート（左射手が右射手用のコートを用いる）を使用する場合、ポケットを切り取り、また、スリングを付ける腕と反対側の腕（右射手においては右腕、左射手においては左腕）の補強パッチが最長 300mm になるよう切り取ったものであれば、その使用を、立射においては許可する。

・ISSF ドレスコード規定の全般及び、GTR 6.7.2 に則り、「競技を継続するにあたって不必要なもの」「他の射手の注意をひき、他の射手に不利益を被る可能性がある物の使用や行為」「本来射撃用具としての目的ではないものを用具として使用している場合」「競技に与えるイメージに影響を与えると思われる色や柄を用いた射撃用具及び装置・付属品等射場内への持ち込み」「政治・宗教等のアピールにつながる恐れのある物や、迷彩柄、格子柄などの用具等の射場内への持ち込み」においては、射場役員より、使用の中止を命じることがある。なお、改善が見られない場合や、悪質である場合、警告を行った上で、失格とする。

【競技中における減点等注意事項】
・会話・ジェスチャー・目配せなど、あらゆる形のコーチングは禁止されている。よって、射撃線にいる射手が、ジュリーおよび射場役員以外の、チーム役員や記録係などと目配せなどを行うこともコーチングとみなされる。一度目には警告が与えられ、違反が繰り返された場合、選手の得点から 2 点が減点され、チーム役員は射座付近から離れなくてはならない。

・試射時間中に間違えて本射的に撃ち込んだ場合、本来は(6.11.1.2)により、すべての弾痕は本射弾として採点されるが、故意ではないと判明した場合には、これらすべてを試射弾として処理し、枚数分の予備的を与えるなどの措置をとる。（しかし、紙的 1 枚につき 1 発撃ちこみであるなど、故意の可能性がある場合、射手責任によって、発射数分を本射を０点として扱う。

・射場役員のコールは start・stop の最初の「s」の発音が発せられた瞬間が開始時間及び終了時間としている。よって、本射終了時及び試射終了時の stop のコールが発せられた瞬間以降に撃発された弾痕はすべて無効となり、また、試射終了時と本射開始前の間に起こった撃発に関しては、本射０点として採点される。その他各号令前発射及び号令後発射に関しては(6.11.1～2)の通りとする。

・暴発や重ね撃ち、誤射などが発生した場合、競技を中断し、射場役員を呼び速やかに申告しなければならない。該当射撃以後も無申告の状態で次の射撃準備にとりかかる、もしくは射撃終了した状態で射場役員により該当射撃の調査が行われ発覚した場合は、無申告とみなされる。

{的外暴発及びエア暴発に関し}
弾が装弾されていなくとも、発射ガスが放出される行為（エア出し）は本射においては０点とみなされ、また射場役員に報告しなければならない。
しかしながら、試射前における発射ガスの放出は一回目には警告を、それ以降については一回につき 2 点の減点が科される。（なお、試射前に銃弾を発射した場合、審議のうえ失格とする。）
上記により、的外暴発とエア暴発は本射中において同様の措置が取られる。（下記参照）
・あまりにも当たらない場合、もしくはエア放出が頻発する場合、途中棄権を選手に勧めることがある。選手がこれを拒否したのち、まだ的外暴発及びエア暴発が続くようであれば、安全上の問題で当該選手を失格させることがある。(6.2.1)

・本射中においてエア暴発及び的外暴発を行った場合は射場役員に申告しなければならない（的外暴発は試射においても申告しなければならないが、試射中のエア出しに関しては申告を行う必要はない)。当該標的には０点が記載され、電的には０点が射場役員により打ち込まれるが、これによるペナルティは生じない。ただし無申告であった場合 2 点の減点を科す。

・万が一暴発後に無申告で同標的上に（電的の場合点数が表示されなかった場合）次弾を発射した場合、まだ当該種目が競技中であれば２点の減点が科され、暴発分だけ弾数を調整して射撃を終了するよう役員から措置を行う。しかしながら、これが当該種目終了後に判明した場合は、確認された暴発分の超過弾となる記録上の最終弾より０点とした上で、(6.11.7.1)（6.11.7.2）(6.11.8 国内規定)により、1 発につき 4 点の減点を科す。

{紙標的における減点}
紙標的を重ねて送り一発の弾痕で 2 枚以上の的に弾痕を残してしまった場合、正常な弾痕である 1 枚目の的は採点されるが、2 枚目以降は（6.11.3）により射手責任となるため、全て０点として採点される。またこれによる予備的の付与等はなされない。その為、射手は一度 2 枚の重ね撃ちをした場合、59 発で射撃を終了しなくてはならない。(3 枚重ねて撃った場合は 58 発で終了となる。）また、これによるペナルティはない。しかしながら、無申告であった場合、その標的に対する誤射という定義に、明確には適さないが、悪質性を踏まえ、(6.11.8）により重ねて撃ってしまった分 1 枚につき 2 点の減点が行われる。

{電的における減点}
・試射において、電的が示す弾着や得点に不満を持った場合、射座の変更を申請することができる。しかしながら、当該標的が正常であったことが確認された場合は 2 点の減点が科される。

・電的における得点の抗議が行われた場合、当該弾痕が正しく採点されていた場合は 2 点の減点と、抗議料 5,000 円が科される。

・三姿勢の姿勢切り替えの際の本射的から試射的への切り替えミスにおける超過弾の発生は、電子標的においては、ペナルティを科さない。

｛ファイナル｝
・試射前の空撃ちは禁止されており、行った場合、本射 1 発目が 1 点減点される。

・ファイナルにおける得点や発射弾数への抗議は認められない。しかし、画面に得点が表示されないトラブルにおいては、銃器故障のルールを類推適用し、再射を許可するなどの措置を行う。

・ファイナリストが入場する際は、種目に関わらず、ジャケットのボタンやファスナーを全て閉じた状態で射線まで歩かなければならない。(新規定 6.17.1.12)

・3 姿勢競技において、姿勢転換の号令前に選手が誤って次の姿勢の準備を行ったり、次の姿勢転換のボタンを押してしまった場合、1 回目には警告が、2 回目には次のシリーズの本射 1 発目に 2 点減点を行う。

・射手は「load」のコールが出されるまで、薬室を含めた銃器の如何なる場所にも銃弾を触れさせてはならない。(6.2.3.1)

補足
2013 年度版規則集第 2 巻 7.4.2.6 には「ウエイトはストックの許容寸法内に入ってなければならない。」と書かれている。しかしストックの許容寸法が記されている同巻 7.4.4.1 にはストック後端の数値による許容寸法が記載されておらず、どこまでがストックの定義にあたるのかという問題が生じていた。これに関して、2016/02/20 での理事会において、「ストックの定義は 7.4.4.1 に記されているイラストも含める」という見解が示された。これによってストックの定義にはバットプレートも含まれることとなった。しかし、バットプレート上下それぞれ、該当のウエイトに近いほうの後端より、ウエイトが超えることは許されない。また、それ以外の部分においても、ウエイトが体の一部を支える可能性のある部分への使用や、ウエイトとしての利用方法以外に射手に利益を与える可能性のある物は射場役員より禁止を命じることがある。

日本学生ライフル射撃連盟 連盟副幹事長兼連盟関東支部競技審判長
学習院大学経済学部経営学科三年
岩﨑 一徳
iwanorinomoto@ezweb.ne.jp
090-1557-5066